

いなべ市教育委員会 障がい者活躍推進計画

令和 2 年 4 月 1 日
いなべ市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 総論	2
2 目標	2
3 取組内容	3
4 その他	4

はじめに

障がい者活躍推進計画の策定について

令和元年に、障がい者の雇用の促進等に関する法律が一部改正され、国及び全ての地方自治体の機関は、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組を推進するため、障がい者活躍推進計画を作成し、公表することになりました。

障がい者雇用を進める上で、個人の障害特性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことが必要です。

これらを踏まえ、いなべ市教育委員会では、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう障がい者活躍推進計画を策定し、障がい者雇用の量的な拡大とともに質の向上を推進します。

令和2年4月1日

いなべ市教育委員会

1 総論

(1) 計画の機関名及び任命権者

機関名 いなべ市教育委員会

任命権者 いなべ市教育委員会

(2) 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 計画の公表

この計画の措置に対する実施状況について、毎年1回、いなべ市ホームページにて公表します。

(4) 計画の推進体制

教育委員会の各所属が責任を持ち、計画の作成にかかる検討及び意見交換を行い、円滑な実施、推進及び達成状況の点検を行います。

(5) 障がい者雇用に関する課題

いなべ市教育委員会は、令和元年6月1日現在では、法定雇用率を達成しており、さらに継続的な障がい者雇用に務めています。採用及び定着状況伴に概ね順調ですが、障がい者である職員のさらなる活躍のためには、組織が一丸となって障がい者である職員の希望、能力及び適性を十分に活かし障がいの特徴に応じた活躍できる職場を目指していく必要があります。

2 目標

具体的な目標を設定し、推進管理を行い、雇用の推進を図るとともに、実効あるものとするために具体的な取組目標を設定します。

(1) 採用に関する目標

毎年6月1日時点での法定雇用率を達成します。

評価の方法は、毎年の任免状況通報により把握し進捗管理を行います。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を生じさせないよう適切な評価に努めます。

評価の方法は、毎年の任免状況通報の時点で、人事記録を元に定着状況を把握し進捗管理を行います。

3 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

各所属において、次のとおり障がい者雇用推進者を選任します。

いなべ市教育委員会事務局 教育部長

// 教育総務課長

// 学校教育課長

// 生涯学習課長

// 自然学習室長

// 国体推進室長

障がいがある職員の有無にかかわらず、障がい者職業生活相談員として社会福祉課長を選任し、職員グループウェアで周知します。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定及び創出

障がいがある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理

半年ごとに実施している人事評価面談の際、障がいがある職員に対しては、

必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

措置を講じるに当たっては、障がいを持つ職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定します。
- ・ 自力で通勤できる事といった条件を設定します。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定します。
- ・ 「就労支援機構に所属登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定します。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施します。

4 その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。